

### 【この受領証の提示を受けた方へ】

松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を發揮できる社会の実現を目指しています。

「松本市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻のような権利や義務は発生しませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓され、その宣誓を市が受け止めることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の發揮につながることを期待するとともに、地域社会にLGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進み、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的としています。

市民や事業者の皆様は、受領証表面に記載のお二人の関係にご理解いただき、多様な性や生き方の尊重にご協力をお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

### 【注意事項】

- 1 この受領証は、松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に従って使用してください。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当したときは、その旨を市長に届け出てください。
  - (1) 紛失、毀損、汚損等により受領証及び受領カードの再交付が必要になったとき。
  - (2) 住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があったとき。
  - (3) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
  - (4) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
  - (5) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (6) 一方又は双方が要綱第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。  
（共に宣誓した者同士が婚姻したときを除く。）
- 3 紛失やその他やむを得ない場合を除き、上記2(1)から(6)までのいずれかに該当する場合は、受領証及び受領カードを市長に返還してください。

### 【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）